

報告第 1

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月28日

白岡市長 藤井 栄一郎

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年9月14日（火）午後0時6分頃                              |
| 2 | 事故発生場所 | さいたま市見沼区南中丸519番地1先道路                             |
| 3 | 相手方    | 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号<br>第一三共株式会社<br>代表取締役社長 眞 鍋 淳  |
| 4 | 事故の概要  | 市職員の運転する公用車が、前方不注意により赤信号で停車していた相手方の車両に追突したものである。 |
| 5 | 損害賠償額  | 537,053円   |